

霧島市建設工事低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、霧島市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において、契約内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する、競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、最低価格の入札者又は落札者となるべき者（以下「最低価格入札者等」という。）の当該申込みによる価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについてする調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、最低価格入札者等以外の者を落札者とすることができる低入札価格調査制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査の対象工事)

第2条 市長は、次に掲げる建設工事請負契約に係る入札を行う場合において、低入札価格調査制度の対象とすることができる。

- (1) 令第167条の10の2（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく総合評価落札方式（以下「総合評価方式」という。）による入札を行う工事
- (2) 前号に掲げる工事以外の工事のうち、低入札価格調査制度を適用することが必要であると市長が認める工事

(調査基準価格の設定)

第3条 契約担当者（霧島市財務規則（平成17年霧島市規則第52号）第2条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、建設工事請負契約に係る競争入札を行おうとする場合において、調査基準価格（霧島市契約規則（平成17年霧島市規則第63号。以下「契約規則」という。）第14条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）をあらかじめ定めるものとする。

- 2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を基準として契約担当者が定めるものとする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。
 - (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は、10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当者が定める割合を予定価格に乘じて得た額を調査基準価格とする。
- 4 調査基準価格については、予定価格調書の予定価格が記載された欄の下に、「調査基準価格一金〇〇円也」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格の110分の100一金〇〇円也)」と記載するものとする。

(失格基準価格)

第4条 契約担当者は、第2条に規定する低入札価格調査の対象工事について入札を行おうとする場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める額（以下「失格基準価格」という。）をあらかじめ定めるものとし、当該申込みに係る価格が失格基準価格未満の者については、第1条の規定にかかわらず、低入札価格調査を実施することなく、失格とする。

2 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額をあらかじめ定めるものとする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は、別に失格基準価格を定めることができる。

4 失格基準価格については、予定価格調書の調査基準価格が記載された欄の下に、「失格基準価格一金〇〇円也」と記載し、さらに、当該失格基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「(失格基準価格の110分の100一金〇〇円也)」と記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 低入札価格調査を行う競争入札の施行に当たっては、入札参加者に対して、下記の事項を、制限付一般競争入札及び総合評価方式による競争入札にあつては公告において、指名競争入札にあつては指名通知書において明らかにするものとする。

- (1) 低入札価格調査を行う場合の基準を設けていること。
- (2) 調査基準価格未満の価格の入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知の方法
- (3) 調査基準価格未満の価格の入札を行った者（以下「調査対象者」という。）は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査対象者は、事後の事情聴取等に協力すべきこと。

(入札執行)

第6条 入札執行者は、入札の結果、最低価格入札者等の入札価格が調査基準価格未満の場合には、契約担当者は、入札者全員に対して令第167条の10第1項の規定により落札者の決定を「保留（総合評価方式にあつては、令第167条の10の2第2項の規定により落札者の決定を「保留）」と宣言し、調査終了後に落札者を決定する旨を告げて、入札を終了する。

(低入札価格調査の実施)

第7条 工事契約検査課長及び低入札価格調査の対象となった工事（以下「調査対象工事」という。）の設計及び施工を担当する課等の長（以下「対象工事担当課長」という。）は、最低価格入札者等の当該申込みによる価格が調査基準価格未満の場合は、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、次の各号に掲げる事項について入札

者に対し期限を定めて必要な資料の提出を求め、事情聴取を行い、関係機関への照会等により調査を行うものとする。なお、入札者からの事情聴取に際しては、適宜口頭又は別に定める様式により報告を求めるものとするが、下請契約予定者名等の調査については、建設業法第24条の7第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳を参考として作成させるものとする。

- (1) その価格により入札した理由（第1号及び第2号様式）
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況（第3号様式）
- (3) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連等の地理的条件（第4号様式）
- (4) 手持資材の状況（第5号様式）
- (5) 資材購入先及び資材購入先と調査対象者との関係（第6号様式）
- (6) 手持機械数の状況（第7号様式）
- (7) 労務者の具体的供給見通し（第8号様式）
- (8) 過去に施工した公共工事名、請負金額及び発注者名（第9号様式）
- (9) 建設副産物の搬出計画（第10号様式）
- (10) 一次下請負契約の予定（第11号様式）
- (11) 経営状況（取引金融機関及び保証会社等への照会等によること。）
- (12) 信用状況
 - ア 建設業法違反の有無
 - イ 指名停止等の有無
 - ウ 賃金不払の状況
 - エ 下請代金の支払遅延状況（領収証の写し等支払状況がわかるもの）
- (13) その他必要と認める事項

（調査結果の判定）

第8条 契約担当者は、別に定める建設工事等指名競争入札者指名委員会（以下「指名委員会」という。）の審査を経て、当該契約の内容に適合した履行がされるか否かの判定を行う。

（履行がされると認められる場合の措置）

第9条 工事契約検査課長は、調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最低価格入札者等に落札決定をした旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して、その旨を通知するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の規定により落札決定をしたときは、最低価格入札者等から当該工事の適正な履行に関し誓約書（第12号様式）を徴するものとする。
- 3 工事契約検査課長は、最低価格入札者等が低入札価格調査資料の提出に代わる届出（別記様式）を提出し第7条に規定する低入札価格調査の実施に応じないと認められるとき、又は前項に規定する誓約書を提出しないときは、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものとする。

（履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第10条 工事契約検査課長は、委員会での審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないお

それがあると認められるとき、又は前条第3項に該当するときは、最低価格入札者等を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

- 2 次順位者の入札価格が調査基準価格未満であった場合には、第6条以降と同様の手続によるものとする。
- 3 工事契約検査課長は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者等（前項の規定により落札者と決定されなかった次順位者を含む。）に対しては落札者としめない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

（契約保証金）

第11条 第9条第1項又は前条第1項の規定により落札者と決定された者（以下「請負業者」という。）との契約については、契約規則第34条に規定する契約保証金は契約金額の10分の3以上とする。

（施工体制の強化）

第12条 請負業者に対して、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 調査対象工事には、専任の主任技術者又は監理技術者を配置すること。
- (2) 調査対象工事を施工する場合において、契約日の属する年度及びその前年度に完成した工事に関し、次のいずれかに該当する場合は、配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1人配置すること。
 - ア 工事請負契約書に基づき修補又は損害賠償を請求された場合
 - イ 品質管理・安全管理に関し、指名停止又は書面による警告・注意の喚起を受けた場合
 - ウ 自らに起因して工期を大幅に遅らせた場合

2 前項第1号及び第2号に規定する措置については、特記仕様書において明示するものとする。

（監督体制の強化等）

第13条 契約担当者は、監督体制の強化等を図るため、請負業者に対して、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 対象工事担当課長は、請負業者に対して施工体制台帳の提出を求め、必要に応じてその内容についてヒアリングを行うこと。
- (2) 対象工事担当課長は、特記仕様書に基づく施工計画書の提出に際し、必要があると認めるときは、請負業者からその内容についてヒアリングを行うこと。
- (3) 当該工事に配置された監督員は、調査対象工事において施工の検査等を実施するに当たり、立会うことを原則として、監督業務を入念に行うとともに、あらかじめ提出のあった施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているか確認を行い、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴取すること。
- (4) 対象工事担当課長は、調査対象工事の完成検査について、工事契約検査課長に対して厳格

に行うよう要請すること。

(5) 対象工事担当課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保を図る観点から、必要があると認めるときは、関係機関の協力を得て施工現場の調査を行うこと。

(指名停止等の措置)

第14条 前条第1号及び第2号に規定する措置は、特記仕様書に記載することにより契約の一部となり、請負業者が施工体制台帳を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合は、契約違反となることから、市長は、霧島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年霧島市告示第44号）別表第1第4号の規定に基づき、指名停止の措置を行うものとする。

(次順位者を落札者とした場合の理由の公表)

第15条 第10条の規定により、次順位者を落札者とした場合は、契約締結後、その者を落札者とした理由を速やかに公表するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。

参考

○地方自治法施行令（抜粋）

第百六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

【中略】

第百六十七条の十三 第百六十七条の七から第百六十七条の十まで及び第百六十七条の十の二（第六項を除く。）の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

○霧島市契約規則（抜粋）

（契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし
ない場合の手続）

第 14 条 契約担当者は、令第 167 条の 10 第 1 項の規定により、必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格の入札者」という。）の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当するかどうかを調査するための基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けるものとする。

2 契約担当者は、調査基準価格を設けた場合において、最低価格の入札者の当該申込みに係る価格が調査基準価格に満たないときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

3 契約担当者は、前項の規定による調査の結果、最低価格の入札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

4 契約担当者は、調査基準価格を設けたときは、これを予定価格調書に付記しなければならない。

（公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし
ない場合の手続）

第 15 条 契約担当者は、令第 167 条の 10 第 1 項の規定により、最低価格の入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、次順位者を落札者とするすることができる。

（契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるため落札者となるべき者を落札者とし
ない場合等の手続）

第 17 条 第 14 条及び第 15 条の規定は、総合評価一般競争入札（令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札をいい、このうち同条第 2 項の規定による総合評価一般競争入札に限る。）について準用する。この場合において、これらの規定中「令第 167 条の 10 第 1 項」

とあるのは「令第 167 条の 10 の 2 第 2 項」と、「最低の価格をもって申込みをした者」とあるのは「価格その他の条件が霧島市にとって最も有利なものをもって申込みをした者」と、「最低価格の入札者」とあるのは「落札者となるべき者」と読み替えるものとする。

○霧島市財務規則（抜粋）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(10) 契約担当者 市長又は市長の契約締結権の委任を受けた者をいう。